

広美工業団地地区計画の概要

【都市計画】

市街化調整区域、用途地域の指定なし

【建ぺい率・容積率】

建ぺい率60%、容積率200%

【まちづくりの目標・方針】

周辺の集落や農業などの環境と調和した『田園工業団地』を目指します。

【まちづくりのルール】

1 建築物の用途の制限

工業専用地域で建てられて、なおかつ、準工業地域でも建てられるものにします。
(基本的には、業務施設、運輸倉庫施設と機械製作・加工などの軽工業施設の立地する地区です。)

1 工業団地として工業の利便の増進を図るために、以下の建物は建てられません。
(工業専用地域で制限される建物は建てられません)

① 住宅施設〔住宅〕

〔共同住宅、寄宿舎又は下宿〕

② 文教厚生施設〔老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど〕

〔図書館、博物館など〕

〔学校〕

〔病院〕

③ 商業施設〔物品販売業を営む店舗又は飲食店〕

④ 遊技施設〔ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場など〕

〔マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所など〕

⑤ 娯楽施設〔個室付浴場、ヌードスタジオなど：風営法による風俗関連営業施設〕

〔キャバレー、ナイトクラブなど：風営法による風俗営業施設〕

〔劇場、映画館、演芸場又は観覧場〕

⑥ 宿泊施設〔ホテル又は旅館〕

2 周辺の集落や農業などの環境と調和を図るために、以下の建物は建てられません。

(準工業地域で制限される建物は建てられません)

⑦ 重工業施設〔アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造など〕

⑧ 危険物貯蔵・処理施設〔危険物の大量貯蔵・処理施設：消防法による設置許可の必要なもの〕

2 建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積の最低限度は、1,000㎡とします。

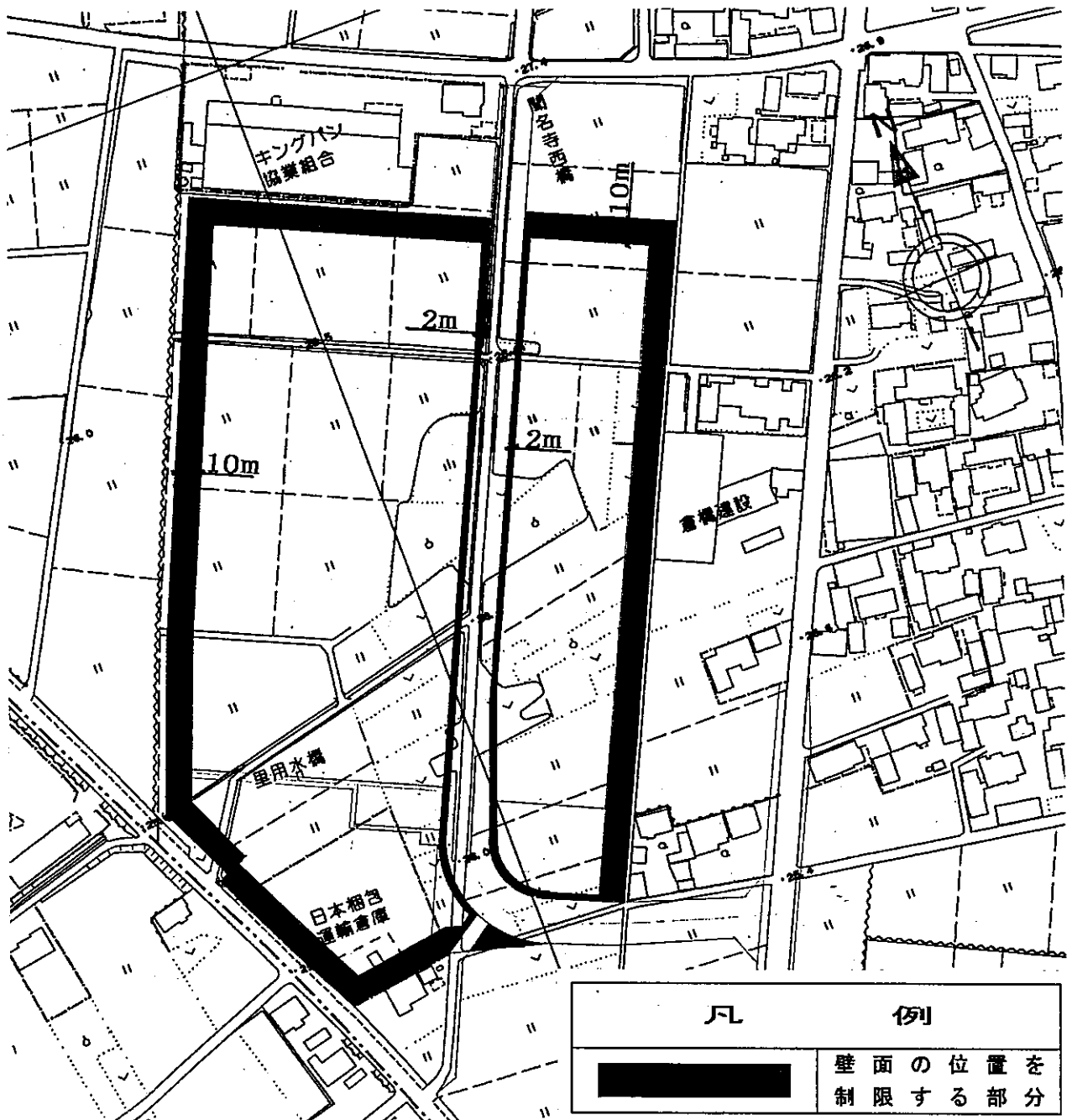
敷地が細分化されることにより、又は建築物が密集することにより、敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが困難となることを未然に防止するため、良好な田園工業団地の環境を維持・増進するように、敷地面積の最低限度を1,000㎡と定めます。

3 壁面の位置の制限

建物の外壁や柱の面は、工業団地の外周の敷地境界線からは10m以上、道路境界線からは2m以上離します。

工業団地外周部に設けられた幅10mの緩衝緑地帯の保全を図るために、工業団地外周部の敷地境界線からの壁面の後退距離は10m以上と定めます。

また、道路に面して有効な空地が確保されることにより、良好な田園工業団地の環境の街区が形成されるように、道路境界線からの壁面の後退距離は2m以上と定めます。



4 建築物の高さの最高限度

建築物の高さの最高限度は20mとします。

周辺の田園景観や集落との調和を図るため、高層建築物（一般的には6階建て以上）に相当する建築物を制限するため、建築物の高さの最高限度は20mと定めます。

5 建築物等の形態又は意匠の制限

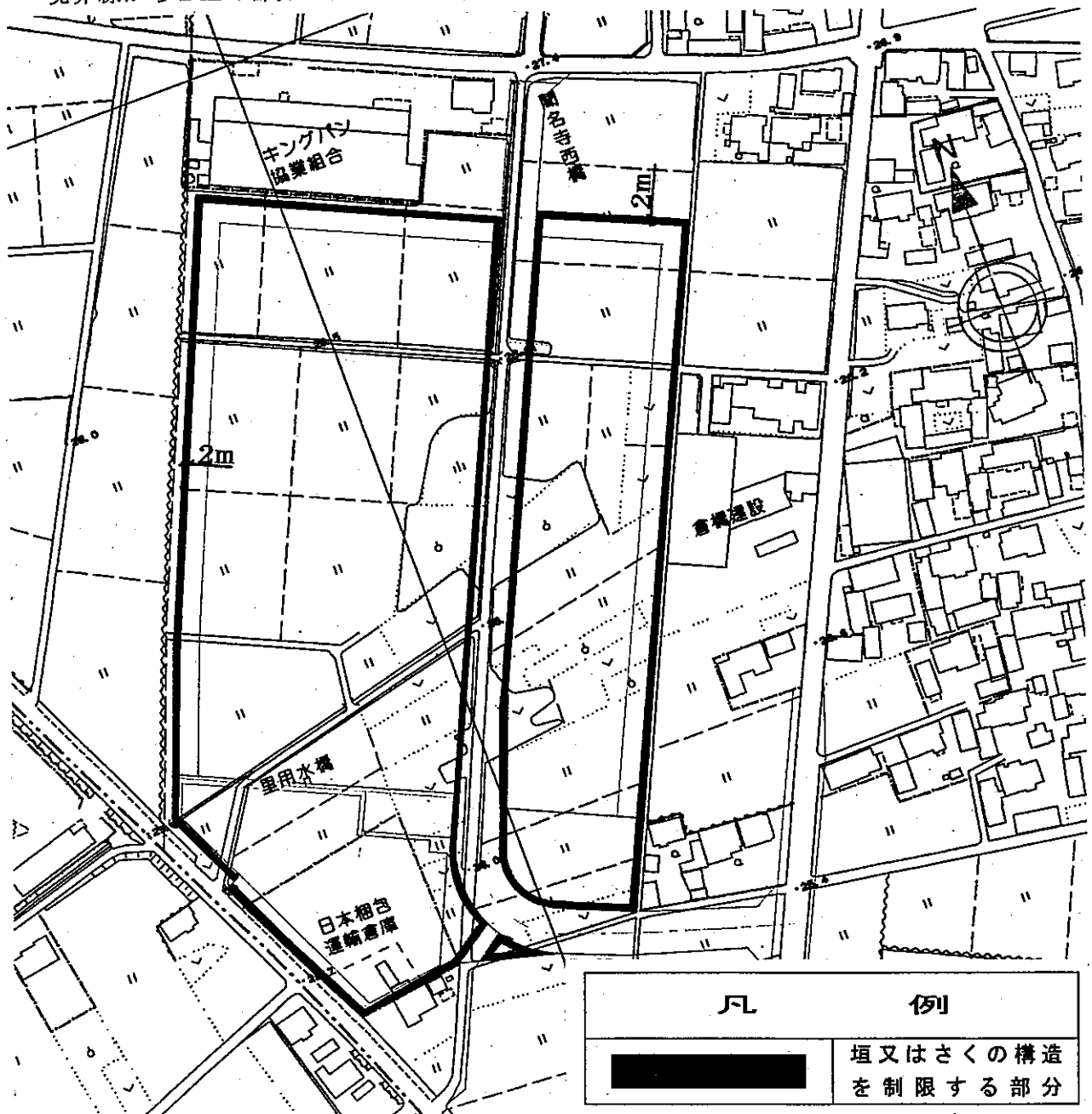
建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺の田園景観と調和したものとします。

周辺の田園景観や集落との調和を図るため、景観に配慮した建築物等を誘導するため、建物や広告物の色彩や形態は、周辺の田園景観と調和したものと定めます。

6 垣又はさくの構造の制限

工業団地の外周の敷地境界線と道路境界線から2mの間に垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎の高さは60cm以下）とします。

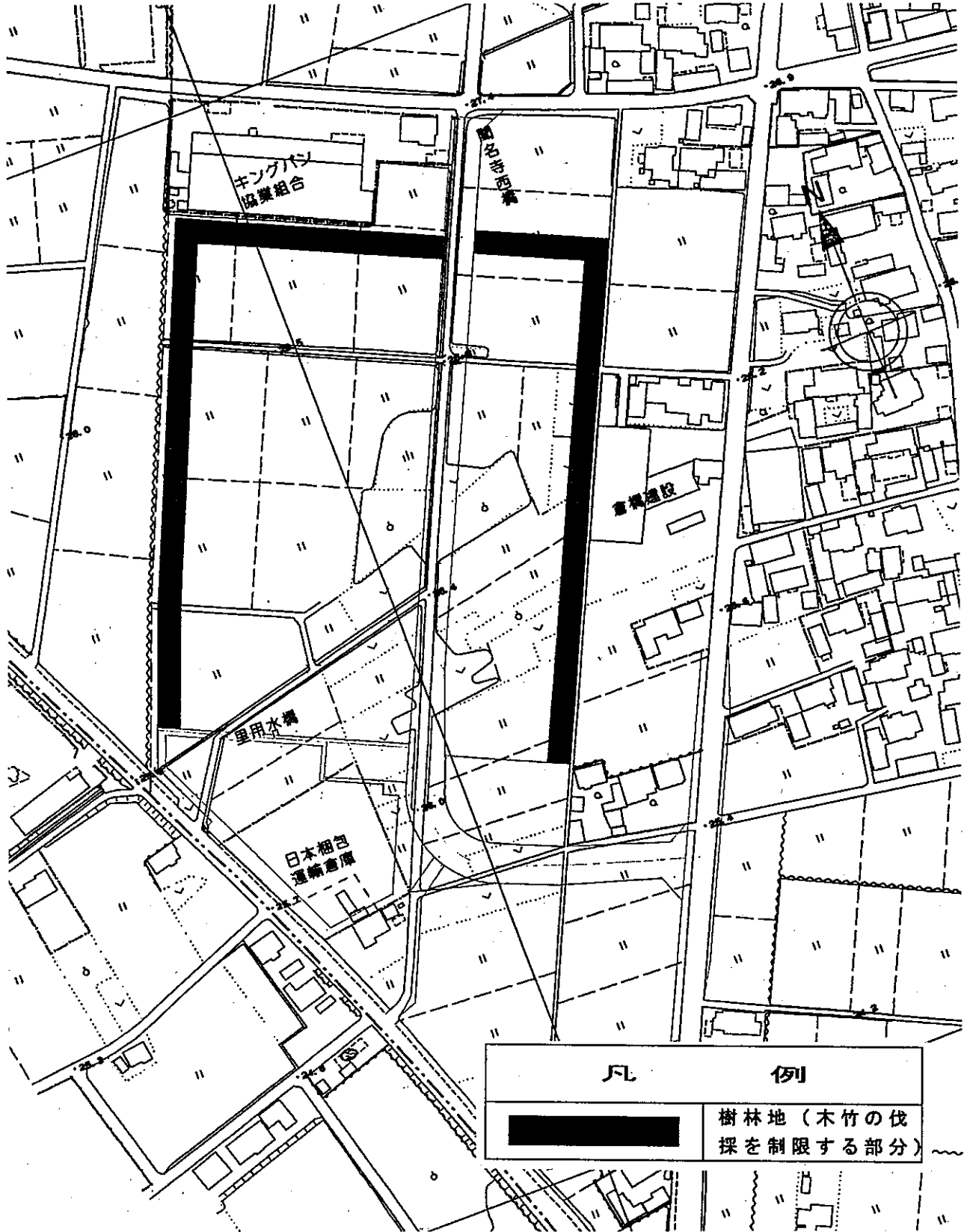
うるおいのある工業団地景観を形成するために、工業団地外周部の敷地境界線と道路境界線から2mの部分にはブロック塀などを禁止します。



7 樹林地の保全に関する制限

樹林地の木竹は、伐採することはできません。

工業団地外周部の緩衝緑地帯の保全を図るために、樹林地（＝緩衝緑地帯）の樹木の伐採を制限します。



広美工業団地地区計画の概要

工業団地外

工業団地内

